

訪問看護重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 かねた訪問看護ステーション概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	かねた訪問看護ステーション
所在地	山口県萩市吉田町1番地
介護保険指定番号	3560490041
法人種別	医療法人 健幸会
代表者	理事長 兼田 健一郎
電話番号	0838-21-4700
サービスを提供する地域	山口県萩市周辺

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	7名以上		訪問看護サービスの提供	7名以上
事務		1名以上		事務所の必要な事務処理	1名以上

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

かねた訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) 営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日までは 午前8時30分から午後17時30分まで
休日	土曜日、日曜日、年末年始、その他特に指定した日 については休業日とする

(2) サービス提供時間

サービス提供日	
サービス提供時間	営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。 (利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

※時間帯については、下記を参照してください。

- ・早朝・・・午前6時～午前8時
- ・夜間・・・午後18時～午後22時
- ・深夜・・・午後22時～午前6時

4 サービス提供内容

①看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③リハビリ援助行為

- ・拘縮予防
- ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

④介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

5 利用料金

- (1)利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3)介護報酬の改正の際は、内容および利用料等を厚生労働大臣が定める基準に変更するものとします。
- (4)訪問看護事業適用外のサービスについては、時間外等の加算も含め、実費でのご請求といたします。

6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者様にご請求させていただきます。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	ア 翌月の10日以降にお支払い下さい。 (ア)訪問看護師による現地でのお支払い (イ)窓口支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から100日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

9 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 虐待の防止のための措置に関する対応

- 1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ることとします。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回）実施します。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。

2) 当事業所は、サービス提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 サービスの内容に関する苦情

かねた訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	所在地 山口県萩市吉田町1番地 電話番号 0838-21-4700 ファックス番号 0838-22-0631 受付時間 平日、8時30分～17時30分
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 山口県萩市大字江向510番地 電話番号 0838-25-3368 受付時間 平日、8時30分～17時00分
【公的団体の窓口】	所在地 山口県山口市朝田1980-7 電話番号 083-995-1010 受付時間 平日、8時30分～17時00分

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日
名称 かねた訪問看護ステーション
事業者 所在地 山口県萩市大字吉田町1番地
説明者 氏 名 兼田 りつ子

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日
利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人 住所

氏名 _____ 印

別紙 利用料金表（介護保険）

令和6年6月1日現在

要介護	サービス内容	所要時間	単位数 8時～18時	利用料金	1割	2割	3割
	訪問看護Ⅰ 1	(20分未満)	314	3140	314	628	942
	訪問看護Ⅰ 2	(30分未満)	471	4710	471	942	1414
	訪問看護Ⅰ 3	(30分以上60分未満)	823	8230	823	1646	2469
	訪問看護Ⅰ 4	(30分以上90分未満)	1128	11280	1128	2256	3384
要支援	サービス内容	所要時間	単位数 8時～18時	利用料金	1割	2割	3割
	訪問看護Ⅰ 1	(20分未満)	303	3030	303	606	909
	訪問看護Ⅰ 2	(30分未満)	451	4510	451	902	1353
	訪問看護Ⅰ 3	(30分以上60分未満)	794	7940	794	1588	2382
	訪問看護Ⅰ 4	(30分以上90分未満)	1090	10900	1090	2180	3270

※夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合・・・25％増
※深夜（22：00～6：00）の訪問の場合・・・・・・・・・・・・・・50％増
（1月以内の2回目以降の早朝・夜間、深夜自国の訪問について上記割増加算を算定）

各種加算	種類	単位数	利用料金	1割	2割	3割
	☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （区分支給限度基準外）	600	6000	600	1200	1800
	☐ 特別管理加算（Ⅰ） （区分支給限度基準外）	500	5000	500	1000	1500
	☐ 特別管理加算（Ⅱ） （区分支給限度基準外）	250	2500	250	500	750
	☐ 退院時共同指導加算	600	6000	600	1200	1800
	☐ 初回加算（Ⅰ）	350	3500	350	700	1050
	☐ 初回加算（Ⅱ）	300	3000	300	600	900
	☐ 長時間訪問看護加算 （所要時間の通算が90分を超えた場合）	300	3000	300	600	900
	☐ ターミナルケア加算 （区分支給限度基準外）	2500	25000	2500	5000	7500
	☐ 複数名訪問看護加算 30分未満	254	2540	254	508	762
	☐ 複数名訪問看護加算 30分以上	402	4020	402	804	1206
	☐ 看護体制強化加算（Ⅰ）	550	5500	550	1100	1650
	☐ 看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2000	200	400	600
	☐ 予防訪問看護体制強化加算	100	1000	100	200	300
	☐ 看護・介護職員連携強化加算	250	2500	250	500	750
	☐ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （区分支給限度基準外）	3	30	3	6	9
	☐ 口腔連携強化加算	50	500	50	100	150
	☐ 専門管理加算	250	2500	250	500	750
	その他					
	エンゼルケア				¥5,000	
	サービス実施記録の複写物の交付				1枚当たり¥20	